

## 給与を多く出すことで節税効果 UP！ ～賃上げ税制の改正～

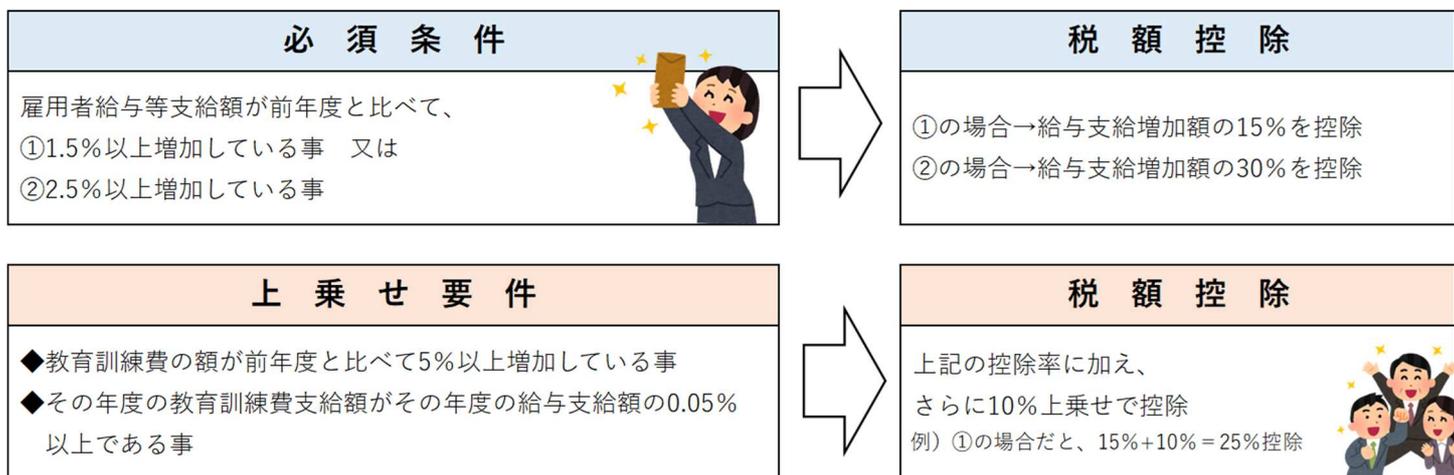
令和7年3月決算法人以降(個人事業主の方は令和7年1月1日以降)の税制改正の1つに賃上げ税制の見直しが行われました。おおまかな内容は変わりませんが、新設された制度がございます。

### 制度の概要

#### ○適用期間

- (1) 法人：令和6年4月1日～令和9年3月31日までに開始する事業年度
- (2) 個人：令和7年～令和9年の各年

#### ○制度の要件



#### ○さらなる上乗せ要件

上記表の2つが一般的に使われると考えられる控除になります。

それに加え、「えるぼし認定」、「くるみん認定」という認定を国から受けている場合、**追加で5%の上乗せ控除**が受けられます。

- 「えるぼし認定」 女性活躍促進法に基づき、国から認定を受けた一定の事業者
- 「くるみん認定」 次世代育成支援対策促進法に基づき、国から子育てサポート企業として認定を受けた一定の事業者

これらは事前に認定を受ける必要がある為、ご希望の方はあらかじめ社労士等にご相談ください。

#### ○注意事項

事業者が雇用者に支給する給与につき、補助金、助成金などの補填を受けている場合はその補填額を給与額から差し引いて計算する事となっています。

ただし、「雇用安定助成金」については差し引かず計算する事となっています。

受けた補助金、助成金が何に係るものであるかについては、補助を受けた際に交付される書類をご確認下さい。

## 控除しきれない金額があった場合は繰越す事ができるように

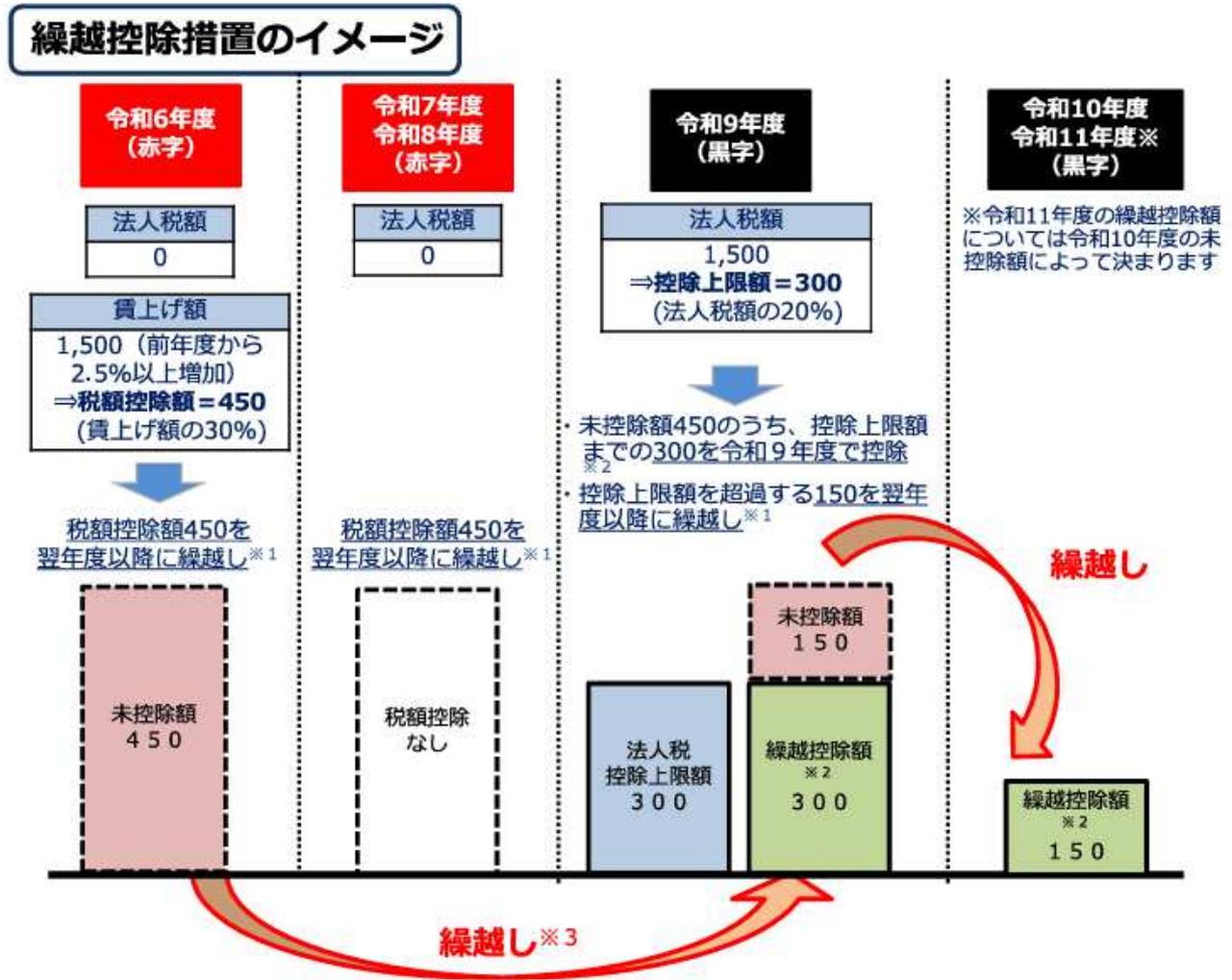
今回の税制改正で、算定された税額に比し控除しきれない額がある場合は、その年度から5年間繰り越すことができるようになった。

○法人の場合:令和6年4月1日～令和9年3月31日に開始する事業年度

○個人の場合:令和7年～令和9年の各年度

上記の期間に開始する事業年度より5年間の繰越が可能となります。

以前までは、控除できない場合は切り捨てとなっていました(赤字の場合は制度の適用はできても控除できる税額が無い等)、今回の改正で、要件さえ満たしていれば税額控除の貯蓄ができるようになるため納税者に有利な改正となっています。



有利に活用すれば、節税と社員満足度の双方の実現が可能となります。  
賃金規定の見直しをされてみるのも良いかもしれません。

参考 URL : 中小企業庁賃上げ促進税制

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>

